

# 栃木県会計年度任用職員（業務支援員）募集要項

栃木県下都賀農業振興事務所では、次のとおり会計年度任用職員（業務支援員）の募集を行います。

## 1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1名	栃木県下都賀農業振興事務所 栃木市神田町5-20 下都賀庁舎第2別館	○事務補助 ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の育成に関する事務 ・農業者組織の事務局に関する事務 等

## 2 勤務条件

- (1) 任期 令和7（2025）年6月9日から令和8（2026）年3月31日まで  
なお、採用後、1ヵ月間は、条件付採用期間（試用期間）となります。  
1ヵ月間の勤務日数が15日間に満たない場合は、15日間に達するまで延長します。
- (2) 勤務時間 月曜日から金曜日まで（週30時間）  
午前9時から午後4時まで  
なお、午後0時から午後1時までは休憩時間です。  
原則、時間外勤務はありません。
- (3) 休日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) 報酬  
① 月額 145,548円  
② 地域手当 5,530円（当方の規程により毎月支給）  
③ 通勤手当 当方の規程により、通勤手当を支給  
④ 期末・勤勉手当 当方の規程により、一定条件を満たした場合、期末・勤勉手当を支給  
（年2回：6月及び12月）※6月分は条件を満たさないため不支給  
なお、常勤職員の給与改定に準じて、報酬改定があり得ます。
- (5) 休暇 年次有給休暇（任用期間が6ヵ月間以上の者）ほか
- (6) 社会保険 雇用保険、共済組合（短期給付）及び厚生年金保険に加入します。  
なお、災害補償については、「労働者災害補償保険法」又は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」によります。
- (7) 職務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることになります。

## 3 募集対象

次の（1）から（3）の全てを満たす人

- (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人（次のいずれにも該当しない人）  
ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人  
イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年間を経過しない人  
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (2) パソコン（ワード、エクセル、メールソフトなど）の操作が可能な人
- (3) 積極的に業務に取り組む意欲がある人

## 4 受付期間

令和7（2025）年5月12日（月）から令和7（2025）年5月23日（金）まで

※ 応募者を一定数確保できた場合は、受付期間前に募集を締め切る場合があります。

## 5 選考方法

書類審査のほか、就労への意欲や適性などについて、次の期日に個別に面接を行います。  
面接の時間については、個別に電話でご連絡します。

（1）日 時 令和7（2025）年5月28日（水）午後

（2）場 所 栃木県下都賀農業振興事務所

栃木市神田町5-20 下都賀庁舎第二別館 3階 会議室

## 6 申込方法

写真付きの履歴書を以下の送付先まで郵送するか持参してください。

【令和7（2025）年5月23日（金）17時15分必着】

※ 履歴書は市販のもので結構です。

自筆で必要事項を記入してください。

持参の場合には、平日の8時30分から17時15分までの間にお越しください。

郵送の場合には、表に「会計年度任用職員選考申込」と書いた封筒に入れてください。

提出された書類は返却しません。

なお、採用されなかった応募者の書類は破棄しますので、ご了承ください。

### ○ 応募書類の送付・提出先

〒328-0032 栃木県栃木市神田町5-20（下都賀庁舎第2別館）

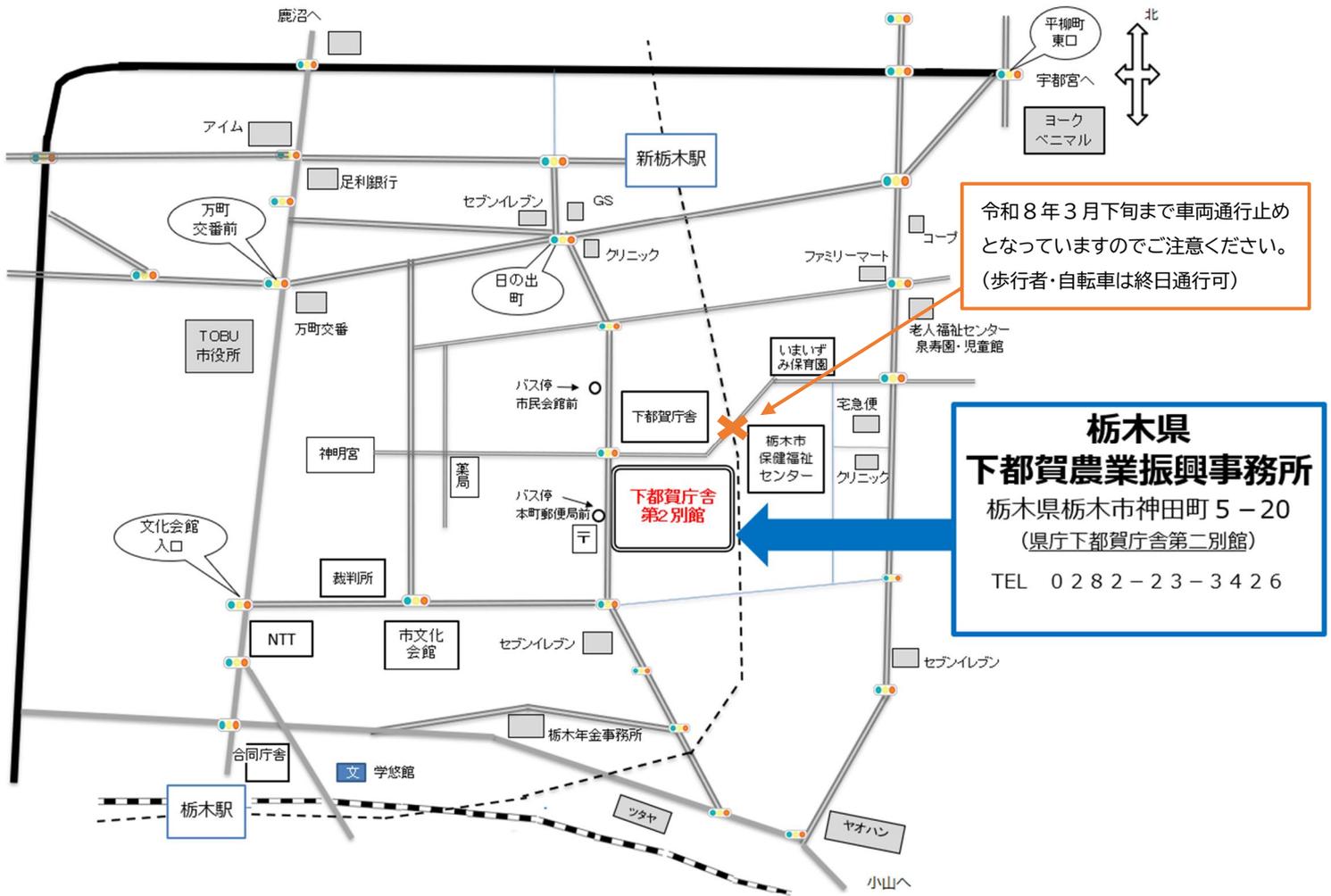
栃木県下都賀農業振興事務所 管理課（TEL 0282-23-3426）

## 7 結果の発表

選考結果については、面接後、1週間以内に電話でご連絡します。

連絡先は、面接時に確認します。

# 栃木県下都賀農業振興事務所案内図



令和8年3月下旬まで車両通行止め  
となっていますのでご注意ください。  
(歩行者・自転車は終日通行可)

**栃木県**  
**下都賀農業振興事務所**  
栃木県栃木市神田町5-20  
(県庁下都賀庁舎第二別館)  
TEL 0282-23-3426

## 1 自動車をご利用の場合

下都賀庁舎第二別館外来者駐車場をご利用ください。

## 2 交通機関をご利用の場合

- (1) JR両毛線栃木駅から徒歩30分
- (2) 東武日光線・宇都宮線新栃木駅から徒歩20分
- (3) JR両毛線栃木駅からふれあいバス(コミュニティバス)(東回り)乗車  
「市民会館前」又は「本町郵便局前」停留所下車、徒歩5分
- (4) 東武日光線・宇都宮線新栃木駅からふれあいバス(コミュニティバス)(西回り)乗車  
「市民会館前」又は「本町郵便局前」停留所下車、徒歩5分